

降ひょう被害に対する支援

伊達市では、5月21日及び6月3日に発生した降ひょうによる農作物被害について、被害額8千万円を超える多大な被害となったため、被害程度が3割以上の被害を受けた農家の方へ営農継続できるよう次年度生産に対しても支援を行います。

- (1) 福島県農業災害対策事業（本年追加分肥料・薬剤共同購入事業）
被害を受けた農作物の収量及び品質確保を図るため追加肥料及び追加防除に必要な資材の共同購入に対して、県1/3・市1/3を補助。ただし、8月31日までに購入し、追加肥料及び追加防除は1回分のみが対象。
- (2) 伊達市農業災害対策事業（次期作分肥料・薬剤共同購入事業）
次年度生産のために使用する農作物に与える肥料及び病虫害抑止など通常防除薬剤の共同購入に対して、それぞれ共同購入費用の10%を補助。
- (3) 収入保険への加入推進及び果樹共済掛金支援事業
近年頻発する自然災害に対し、収入保険や果樹共済への加入推進をJA等を通じて行います。また、果樹共済については本年度共済に加入申込された被災農家に対して、共済掛金の20%を補助。
- (4) 果樹降ひょう被害緊急対策支援事業
着果調節追加作業、追加防除、追加葉面散布作業などの必要となる管理作業費用に対して、10a当り19,000円を補助。
- (5) 農家経営安定資金（令和4年度降ひょう災害資金）
指定金融機関が被害を受けた農業者等に対して、300万円を限度に貸付を行うもので、JAを通じて貸付を受ければ無利子となります。
- (6) 傷害果等に対する支援
 - ①県が実施している【ふくしまプライド便】への出店応募へJA等を通じて誘導を図っていきます。
 - ②市内の6次化商品に取り組んでいる農家等へ、優先的に購入いただけるよう、JA等と連携し取り組んでいきます。
 - ③道の駅「だての郷りょうぜん」など市内の直売所において、被災農家の降ひょうによる訳あり商品とわかるよう、区別販売を行っていきます。

※今後補正予算での対応を予定し、支援額は12,000千円程度を見込んでいます。